

Q1 : 「登録年度」と「競技年度」何が違うの？ 選手登録証はどうなるの？ 競技会出場は？

A : 会員登録, 選手登録, 指導員登録, 審判員登録, これら登録費用がかかるものは4月1日から翌年3月31日の会計年度に合わせた「登録年度」に変更されました。「競技年度」は今まで同様の1月1日から12月31日ですが、★『3月までは、去年の選手登録が有効となりますので競技会に出場することが出来ます。』

但し、1月からの競技会では『去年の級から昇級した選手は下位級に出場出来ません』ので注意が必要です。

★『デジタル会員証』なら自分の新しい持ち級を確認することができます。ダウンロードを推奨します。

それ以外の選手の方は、支援システムで確認できますので、各県連や加盟団体の担当者にお尋ね下さい。くれぐれも本部事務所には問い合わせないで下さい。事務所がパンクしてしまいます。

★『新しい選手登録証が届くまでは、競技会出場申込書には、去年の選手証を必ず添付して下さい』

競技会主催者側では、支援システムにより、去年の選手証のバーコードや登録番号から、昇級により級が異なっても『本部からの常に最新の正しい持ち級データを確認, チェックすることが出来るのです。』

Q2 : 選手登録更新、何が変わった？ 失効猶予の救済措置はどうなるの？【規程集 P14 4条-1,4】

A : 選手登録更新は、今まで「登録年の10月31日迄猶予期間がありました」が、

『2022年度からは3月末日迄に継続登録が完了していない場合、全て失効する』となります。

但し、失効猶予の更新手続期間として「6月末日迄に再発行手数料(2000円)の振込み手続と選手登録手続が完了すれば、選手登録の更新を維持することが出来る」となりました。

Q3 : 女性の降級申請(2022年3月末までの特例対応)について(12月2日付通達No.21-0007)【P3 14条-1】

女性役パートナーも持ち級未満に出場できないことから、2022年更新時に限り、女性役パートナーが下位級に出場することを前提に降級申請を受け付けることとなったと12月16日のオンライン研修で説明があったが、女性役パートナーが持ち級未満に出場できないのなら2022年に限らず2023年以降も必要ではないか。

A : この件は、2022年規程改定の移行措置として、今回だけの特例となります。

今後は、男性役,女性役どちらも登録選手として同等となりますので、下位級への出場は不可となります。

この特例措置の根拠は、今まで出場可能だった女性の下位級出場が、新競技規程により急に出場不可となってしまうことへの特例対応として設定され、選手登録更新が4月に変更されることになったのを踏まえて、3月末日迄の期間限定での対応となりました。又「男性役の降級も認めて欲しい」と、一部最近になって意見が出ましたが、この件はあくまでも規程変更による特例措置ですので、この降級要望は今後の検討課題とさせていただきます。

Q4 : 男性役、女性役の出場性別の選手登録を、登録更新時に変更することが出来る【P6 40条-4,5】

A : 『3月末までの登録更新時に「性別変更届」を出すことで、現在の性別登録を変更することが出来る。但し、年度途中での性別変更は不可。3月末迄の登録更新時と新規登録時のみ。』となりました。新規の登録者は、登録時に選択が可能です。「性別変更届」はHPよりダウンロードできます。服装規程等は今まで通りに適用されます。

公認級別競技以外(ランキング競技、選手権、グランプリ競技、WDSF 競技等)は各規程が適用されます。

Q5 : D級以上の「競技成立の自己級の2組以上」について【P3 15条-2】

リーダー・パートナーともD級でなくとも、片方がD級である組が、2組以上エントリーしていればよいのか。

A : 今年から男性役,女性役どちらも同等ですので「男性役,女性役どちらかが該当級であれば良い」となります。

Q6： 欠場、棄権するときに文書等で申し出る とはどういうこと？【P13 5条】

A： 欠場、棄権の意思を明確にし、又、処理のミスを防ぐために「欠場届」用紙に記入してもらった措置としました。
「欠場届」用紙の見本はHPにあります。主催者サイトで準備し、必要に応じて活用して下さい。

Q7： 審判員判定の「没収」とはどういう意味？【P13 7条】

A： 該当審判員の、そのラウンドの「判定をなしにする」と言うことです。

普通は該当種目のみですが、状況により2種目あるいはそのラウンド全ての場合もあります。

Q8： 欠場と棄権はどう違うの？【P15 3条-1, 2】

(欠場と棄権の定義)

第3条 欠場と棄権の定義は以下のとおりとする。

1 最初のラウンドに出場しない場合は「欠場」とする。

2 第2ラウンド以降の場合

競技開始前に、チェアパーソンに文書等で正式に事前申告した場合は「棄権」とし、そのラウンドに進出したものとみなす。無断欠場の場合は、権利を放棄したものととして「欠場」とし、そのラウンドへの進出はなしとする。

A： ①「最初のラウンドに出場しない」というのは、その競技に参加しない、全種目に出場しないということで欠場となります。

②第2ラウンド以降の「欠場」と「棄権」は扱いが違います。競技結果も変わりますので、それに対応するためです。

1種目出場し、2種目目から欠場の場合、2種目目以降は記録なしと云うことで、欠場扱いにする必要はありません。

③第2ラウンド以降の途中で「棄権」する場合、支援システムでは「棄権」をつけますが、出場した種目でチェックが入っていた場合、その合計処理で不都合を起こさない為です。

★ 上記以外の改訂条文の追加説明

1, 【P2 5条-6、7条-4】「承認競技も公認競技の規程に準拠して実施して下さい」ということ。

2, 【P3 17条-3】 どちらも取れる曖昧な文言を、明確な文言に訂正しました。

(例:「エントリー32組が当日出場24組になった場合、1次予選通過は、24組から12組に訂正する」ということです)

3, 【P6 42条】 近年、選手登録は済んだが「登録料振込みが未払い」の選手が多く、トラブルが増加した対応です。

4, 【P6 43条】 組み相手の級が異なるカップルが増えて、自己級競技に年1回の出場が厳しくなってきたため。

5, 【P11 別表1-2注1, 2】 シニア級の出場要件、明記されていなかったのを、文章化しました。

6, 【P16 ガイドライン5-④】 競技区分減少のタイムテーブルに合わせ、ラウンド間の休憩時間を10分にしました。

7, 【P73 シラバス作成基準】 申込み方法:所属団体経由の他に、個人申込みやネットエントリーも可能としました。

又、コロナ禍によるエントリー料当日払いも、会場の許可が取れば問題はありません。

★ 参考資料 2020年競技会開催数 (2021年12月発表)

競技会開催数 52 前年比(2019)189減(21.6%) (内訳 GD 33、PD 19、承認 1 中止 115)

公認/承認数 168 前年比 83減(66.9%)

2020年は、コロナ禍の影響で3月から7月の5カ月間全ての競技会が中止。8月以降はコロナ対策を講じて競技会開催するも、規模縮小や選手出場見合わせ等の要因でエントリー数が減少した。

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
開催数	298	251	52 (168)	101 (167)
エントリー数	75,160	67,750	13,288	20,456

()内は申請数